

LIBORの恒久的な公表停止に 備えた対応について

内容

1. LIBOR対応に関する全体タイムライン
 2. 契約への対応（移行とフォールバック）
 3. 契約上必要な手続きの確認フロー
 4. 代替金利指標の選択肢
 - ①日本円における代替金利指標
 - ②米ドル・英ポンドにおける代替金利指標
 5. RFRとLIBORの違い
 6. 貸出のフォールバックにおける留意事項
 - ①検討委員会が推奨するフォールバック・レートのウォーターフォール構造
 - ②価値の移転とスプレッド調整、および、トリガー
 - ③トリガーとスプレッド調整等の関係
 - ④検討委員会で検討されたスプレッド調整手法
 - ⑤市中協議内容等のまとめ
 7. 後決め金利の利息計算方式
 8. 会計上の論点
 9. 主な代替金利指標の推移
- （参考資料1）会計上の論点（企業会計基準委員会 実務対応報告第40号）
- （参考資料2）関連リンク集

免責事項

- 本資料の利用により、直接または間接にトラブルや損失・損害等が発生しても当協会は一切責任を問わないものとします。
- 本資料は、原則として2020年10月末時点の情報にもとづいています。
- 本資料は、日本円金利指標に関する検討委員会（事務局：日本銀行）から公表された資料など、現状で信頼できると考えられる各種情報にもとづいて作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料は、一般的な情報提供を目的としており、法務、会計、税務その他の専門的助言を提供するものではありません。
- 実際のご対応、お取引に当たっては、取引金融機関の担当者にご相談のうえ、お手続きを進めていただきますようお願いいたします。

1. LIBOR対応に関する全体タイムライン

▶ LIBORに関しては日・米・英の各検討体で各通貨のタイムラインが検討されており、2021年末の恒久的な公表停止よりも前に「LIBORの新規利用の停止」等が設定され、LIBORを利用する取引等の削減が強く意識されています。

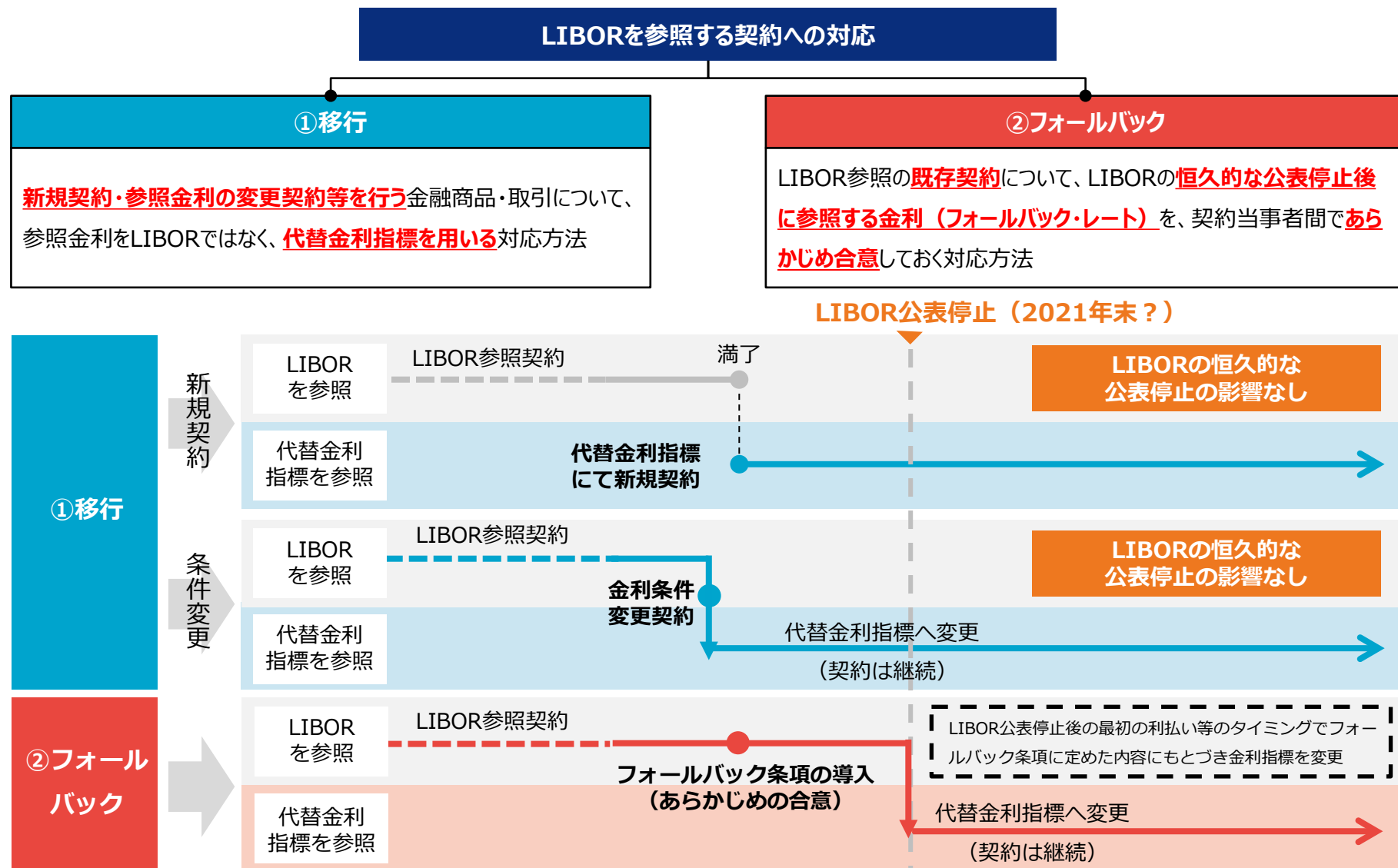
		2020年				2021年				2022年～
		1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	
日本円	貸出		■ 相対貸出の フォールバック条項（参考例）の公表		■ シンジケートローンの フォールバック条項（参考例）の公表	■ 標準的な フォールバック 推奨内容公表	■ 後決め複利に対応した体制整備	■ LIBOR参照貸出の新規取引停止	■ LIBOR参照貸出 の顕著な削減	LIBORの恒久的な公表停止（予定）
	指標・ 制度等		■ TORF参考値の 週次公表開始		■ TORF参考値の日次公表開始 ■ (ASBJ) ヘッジ会計上の論点にかかる実務対応報告の最終化		■ TORF確定値の公表開始（～2021年半ば）			
米ドル	貸出		■ シンジケート・ローンの フォールバック条項（推奨文言）のリバイス		■ 相対貸出の フォールバック条項（推奨文言）のリバイス			■ LIBOR参照貸出の新規取引停止		
	指標・ 制度等		■ (FASB) LIBOR問題に関する会計基準対応の最終化			■ ターム物SOFRの推奨				
英ポンド	貸出				■ (LMA) Rate Switch Facility Agreementの公表		■ LIBOR参照貸出の新規取引停止		■ フォールバック条項 の具備完了	
	指標・ 制度等				■ (IASB) LIBOR問題に関する会計基準対応の最終化	■ ターム物SONIAの暫定値の公表開始				
デリバティブ					■ ISDA定義集・プロトコルの最終化	■ ISDA定義集・プロトコルの発効				

■ で記載された内容は個社の対応事項を指す。

※ LIBORの監督当局である英国金融行為規制機構(FCA)高官によれば、2021年末以降のLIBORの恒久的な公表停止について、2020年内にもアナウンスされる可能性がある
とされています（詳細はP.9）。

2. 契約への対応（移行とフォールバック）

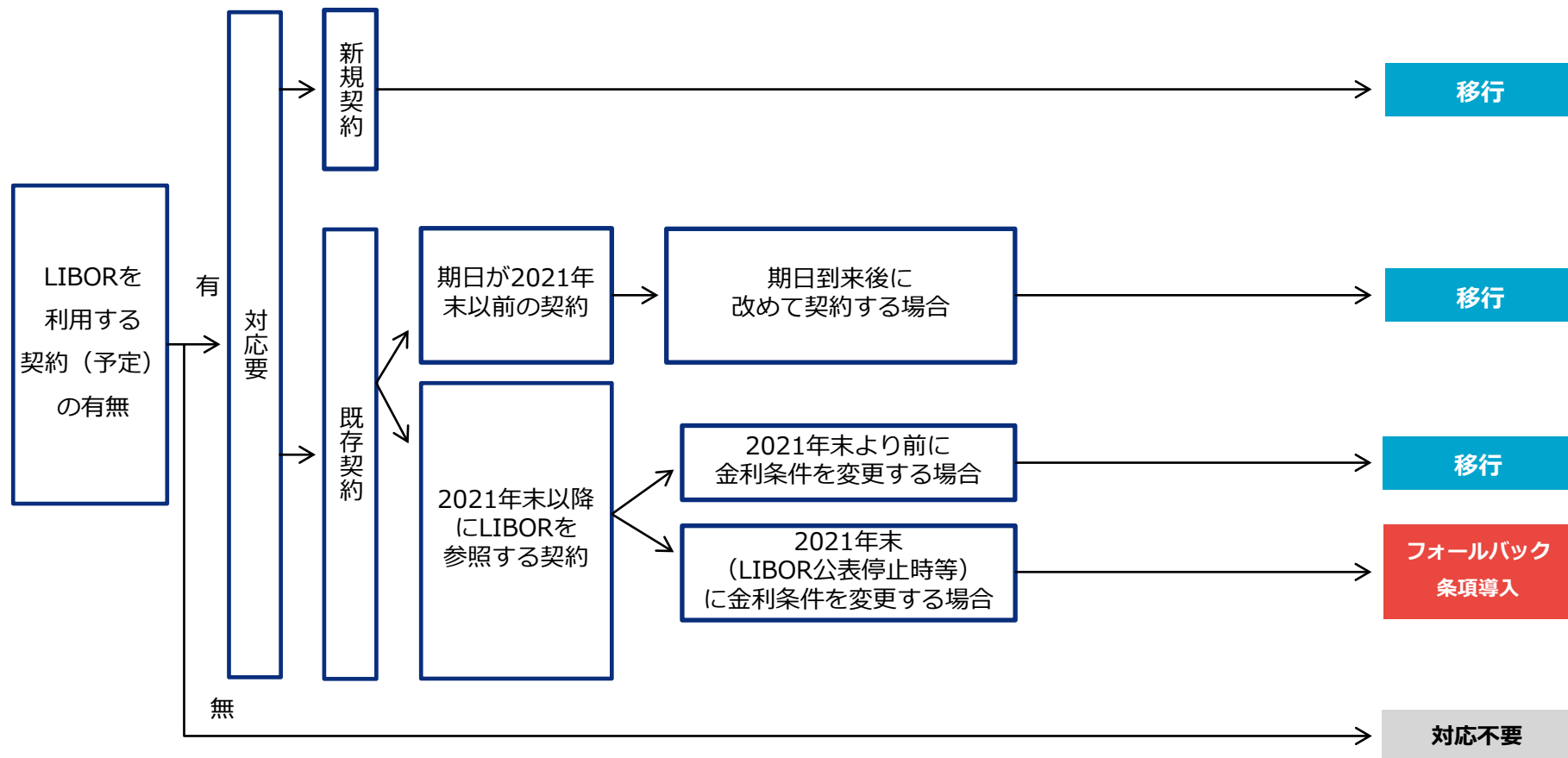
▶ LIBORが恒久的に公表停止された場合に備え、LIBORを参照する契約については、「移行」と「フォールバック」という2つの対応が考えられます。



3. 契約上必要な手続きの確認フロー

▶ 以下のフロー図をご活用いただき、お客様のご契約において必要なお手続きをご確認ください。
(以下は一例であり、お取引の種類や契約形態等により対応プロセスが異なる場合がありますのでご注意ください。)

■ 2021年末にLIBORが恒久的な公表停止となった場合を想定



LIBORの恒久的な公表停止の影響を受けないよう、可能な限り、フォールバック条項の導入ではなく、代替金利指標への「移行」を進めていくことが重要です。

4. 代替金利指標の選択肢

① 日本円における代替金利指標

- ▶ 代替金利指標とは、LIBORに代わりうる金利指標のことです。
- ▶ 本邦における検討体「日本円金利指標に関する検討委員会」（以下「検討委員会」といいます。）で一定の支持を得ている、円LIBORの代替金利指標の主な選択肢（※1）と特徴は下表のとおりです。

項目	オーバーナイト リスクフリーレート O/N RFR 複利（後決め）	ターム物リスク・フリー・レート※2 （TORF（トーフ））〔構築中〕	TIBOR
金利指標が 依拠するレート	無担保コールO/N物レート	日本円OIS （無担保コールO/N物レートを利用）	TIBOR
金利決定の タイミング （前決め/後決め）	後決め （金利支払日の直前）	前決め （金利適用開始時点）	前決め （金利適用開始時点）
利用可能性 （2020年10月末時点）	利用可 ■ 事務・システム面で課題あり ■ 利息計算方式の例はP.12参照	QUICKが公表主体として選定され、 2021年半ばまでを目途に「確定値」が 公表される予定 ※3	利用可 ※他通貨では、米ドルや英ポンド等 IBOR系指標がない通貨も存在

- ※1 代替金利指標の選択に当たっては、十分に協議を行い決定することが重要であり、当事者間の合意によっては上記以外の選択肢も考えられます。
- ※2 TORFはTokyo Term Risk Free Rateの略で、ターム物リスク・フリー・レート金利（スワップ）のことです。なお、ターム物リスク・フリー・レート金利（先物）については、東京金融取引所において、無担保コールO/N金利先物の取引再開に向けて検討中です。
- ※3 QUICKから「参考値」が日次で公表されています。なお、「参考値」は事務体制等の整備にあたり参考として利用されるものであり、実際の金融契約で参照されることを意図したものではありません。

- 検討委員会の取りまとめでは、ターム物リスク・フリー・レートが代替金利指標として最大の支持を得たことから、構築に向けて検討が進められています。
- 貸出においてTIBORや、O/N RFR複利（後決め）を代替金利指標として利用することについても、それぞれ課題は指摘されていますが、相応に支持を得ています。

4. 代替金利指標の選択肢

②米ドル・英ポンドにおける代替金利指標

■ 現時点ではO/N RFR（後決め）が利用可能ですが、ターム物リスク・フリー・レートも2021年前半までの公表を目指して検討が進められています。

■ 各通貨の代替金利指標の主な選択肢と特徴は下表のとおりです。

■ 米・英の主な代替金利指標

項目	ドルLIBORの主な代替金利指標		ポンドLIBORの主な代替金利指標	
	オーバーナイト リスクフリーレート O/N RFR (後決め)	ターム物リスク・フリー・レート	オーバーナイト リスクフリーレート O/N RFR (後決め)	ターム物リスク・フリー・レート
単利/複利	単利※ 複利	—	複利	—
金利指標が 依拠するレート	SOFR	SOFRを参照するOIS等	SONIA	SONIAを参照するOIS等
金利決定の タイミング (前決め/後決め)	後決め (金利支払日の直前)	前決め (金利適用開始時点)	後決め (金利支払日の直前)	前決め (金利適用開始時点)
利用可能性 (2020年10月末時点)	利用可 ■ 事務・システム面で課題	2021年前半の公表を目指し、 運営機関を募集中	利用可 ■ 事務・システム面で課題	2020年12月末までの「暫定値」の公表を目指し、大手ベンダー等が「参考値」を公表

※ 米国では、貸出のフォールバック・レートとしてSOFR（O/N RFR）単利（後決め）の利用が推奨されています（詳細はP.7）。

■ 各通貨では、以下のとおりリスク・フリー・レートが特定されています。

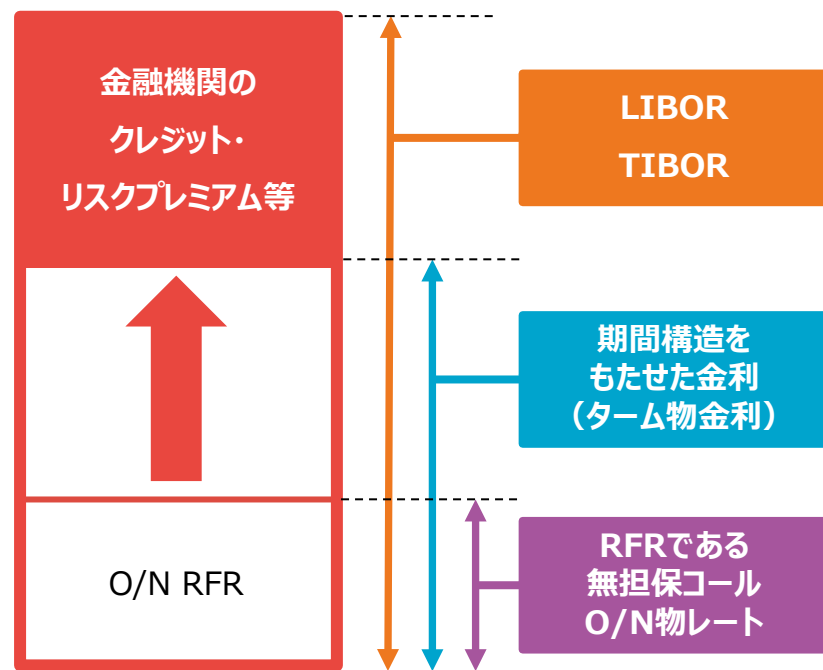
通貨	RFR	公表主体	取引タイプ	期間	公表開始時期
米ドル 	SOFR	ニューヨーク連銀	有担保	翌日物	2018年4月～
英ポンド 	SONIA	イングランド銀行	無担保	翌日物	2018年4月～（改革後）
日本円 	TONA	日本銀行	無担保	翌日物	1997年11月～

5. RFRとLIBORの違い

- 代替金利指標のベースとして利用されうるリスク・フリー・レート（RFR）は、LIBORとは構造が異なります。
- 金利指標の選択と利用に当たっては、金利変動時やストレス時の動きを含む過去の金利の推移をもとに、その特徴を十分に踏まえる必要があります。

RFRとは？ RFRとLIBORの違いは？

- LIBORやTIBOR（東京銀行間取引金利）は、金融機関が資金を調達する際のコストであるクレジット・リスクプレミアム等を含む金利指標です。3ヵ月物・6ヵ月物など、期間構造を持っています。
- 一方、リスク・フリー・レート（RFR）は、クレジット・リスクプレミアム等をほとんど含まない翌日物金利です。
- RFRは期間構造を持っていないことから、LIBORの代替金利指標として利用する場合には、日次の複利計算やRFRの先行きの見通しを示すデリバティブをもとにターム物金利を導出するといった対応が必要となります。また、クレジット・リスクプレミアムについても一定の調整が生じると考えられます。



	RFR	LIBOR	TIBOR
期間構造	なし（翌日物）	あり（3ヵ月物・6ヵ月物など）	
クレジット・リスクプレミアム等	ほぼ含まない	含む	
公表主体	各国の中央銀行	IBA（ICE Benchmark Administration）	全銀協TIBOR運営機関

6. 貸出のフォールバックにおける留意事項

① 検討委員会が推奨するフォールバック・レートのウォーターフォール構造

▶ 検討委員会において推奨された、代替金利指標（フォールバック・レート）のウォーターフォール構造（優先順位）は、以下のとおりです。なお、当事者間の合意により、推奨内容と異なる内容の契約を締結することは妨げられていません。

■ 検討委員会で推奨されたフォールバック・レートのウォーターフォール構造

	貸出におけるフォールバック・レート
第1順位	ターム物リスク・フリー・レート〔TORFを構築中〕
第2順位	O/N RFR複利（後決め）
第3順位	貸付人が、〔関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮したうえで〕適当と認め、借入人に通知するレート

■（ご参考）ISDAデリバティブ※1のフォールバック

ISDAデリバティブにおけるフォールバック・レート
標準的には、O/N RFR複利（後決め）※2

※1 ISDAマスター契約に準拠するデリバティブ。円滑なLIBOR対応のため、ISDAが定めるプロトコル（2020年10月23日公表、2021年1月25日発効）への批准が推奨されています。ただし、当事者間の個別合意により、別途のフォールバック条項を規定することは妨げられておりません。

※2 O/N RFR複利（後決め）以外のフォールバック・レートを利用する場合等には、デリバティブの時価調整によるコストが発生する可能性があります。

- ・フォールバックの際に選択される代替金利指標（[P.4](#)を参照）のことを、「フォールバック・レート」と呼びます。
- ・貸出においては、第2順位を「TIBOR」とするウォーターフォール構造についても、スプレッド調整の方法について整理されることを前提に（[P.11](#)を参照）、現行の事務・システムとの親和性、当事者の体制整備への配慮の観点等から一定の支持を獲得しております。
- ・米検討体（ARRC）における検討を踏まえ、第2順位を「（日次の）O/N RFR単利（後決め）」とするウォーターフォール構造も考えられます。

（米検討体（ARRC）において推奨されたフォールバック・レートのウォーターフォール構造）

	シンジケート・ローン	相対貸出
第1順位	ターム物SOFR〔構築中〕	ターム物SOFR〔構築中〕
第2順位	SOFR単利（後決め）	SOFR単利（後決め）
第3順位	借入人およびエージェントが選択したレート	貸付人が選択したレート

（英検討体（RFR WG）のフォールバック・レート）

貸出におけるフォールバック・レート	
ターム物SONIA〔構築中〕	SONIA複利（後決め）

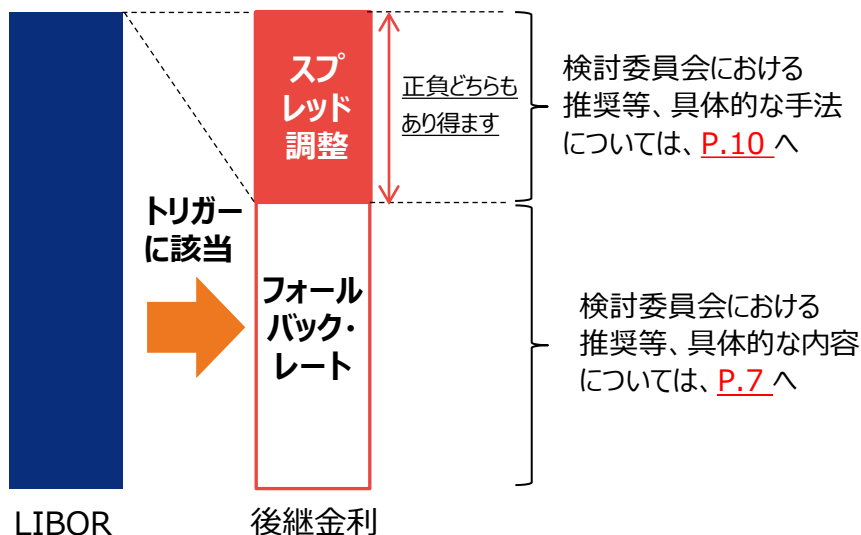
6. 貸出のフォールバックにおける留意事項

② 価値の移転とスプレッド調整、および、トリガー

■ LIBORとフォールバック・レートの間には、通常、差異（スプレッド）があるため、フォールバック時には、契約当事者間で利益または損失（＝価値の移転）が発生する可能性があります。したがって、価値の移転を最小化するためのスプレッド調整を行う必要があります。

■ フォールバックの発動条件のことをトリガーと呼びます。トリガー発動時にスプレッド調整値等が確定します。※

■ LIBORからのフォールバックのイメージ



・可能な限り価値の移転を最小化するよう、フォールバック・レートとそれに応じたスプレッド調整について、契約当事者間で合意します。ただし、価値の移転を完全に排除できるものではないことには留意が必要です。

・スプレッド調整の値は、トリガー時点で定まりますが、一定の値となるため、後継金利（＝フォールバック・レート＋スプレッド）の推移や水準が、LIBORの利用において契約時点に当事者が想定していた水準とは相違する可能性があります。

■ トリガーの種類

- ・フォールバックにおける重要な概念の一つとして、フォールバックが発動する（スプレッド調整値等が確定する）条件である「トリガー」が挙げられます。
- ・検討委員会では、以下のトリガーについて検討されました。

【トリガー（発動条件）の種類】

公表停止トリガー	・LIBORの公表主体（IBA：ICE Benchmark Administration）が、LIBORの公表停止または公表停止予定を発表した場合 ・LIBORの規制当局（FCA）が、LIBORの公表停止または公表停止予定を発表した場合
公表停止前トリガー	・LIBORの規制当局（FCA）が、LIBORが市場の実態を表さない旨または市場の実態を表さない予定である旨を発表した場合
早期選択トリガー	・LIBORが公表停止に至る前の早い時期に、契約当事者の間で合意のうえ、フォールバックを発動させるトリガーを設定する場合

・検討委員会においては、貸出におけるトリガーとして、「公表停止トリガー」および「公表停止前トリガー」を設定することが推奨されています。

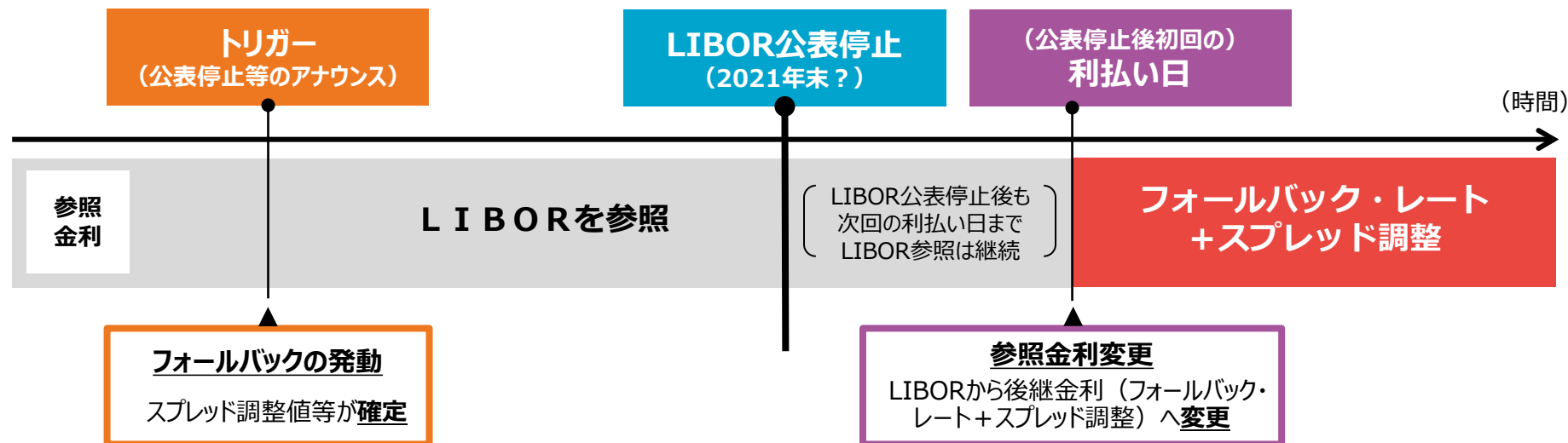
※ 実際の適用等は、フォールバック条項等の内容に従います。

6. 貸出のフォールバックにおける留意事項

③トリガーとスプレッド調整等の関係

- ▶ フォールバックにおける重要な概念である「トリガー」と「スプレッド調整」等の関係をまとめると、以下の図のようになります。
- ▶ FCA高官からは、LIBOR公表停止等のアナウンスについて、早ければ2020年末にもなされる可能性が言及されています。

■トリガー（発動条件）とスプレッド調整等の関係（イメージ）※1



ご参考 FCA（英国金融行為規制機構：LIBORの規制当局）によるトリガーに関する整理や同高官の発言等

2020年3月	LIBORの契約上のトリガーにかかるアナウンス方法に関する声明	（FCAは） 2021年末よりも前に、LIBORが公表停止するないし指標性を喪失（※2）することは想定していない。
2020年6月	公表停止と指標性の喪失（※2）の両者の関係性に関するISDA宛のレター	スプレッド調整値は、「公表停止トリガー」、「公表停止前トリガー」のどちらのイベントであっても、 最初にアナウンスされた時点で計算され、その後、再計算されることはない。
2020年7月	FCA高官によるスピーチ（ISDA Webinar）	2021年末に LIBORが公表停止するないし指標性を喪失（※2）するとのアナウンスは、早ければ2020年末にもなされる可能性 があり、金融機関はこれに備えるべきである。

※1 実際の適用等は、フォールバック条項等の内容に従います。

※2 公表停止前トリガーにおける「LIBORが市場の実態を表さない」と同義です。

6. 貸出のフォールバックにおける留意事項

④ 検討委員会で検討されたスプレッド調整手法

- ▶ 検討委員会は、英米やISDAでの議論を踏まえ、複数のスプレッド調整手法について比較のうえ検討を進めています。
- ▶ 第2回市中協議では、貸出のフォールバック・レートとして「ターム物リスク・フリー・レート」や「O/N RFR 複利（後決め）」を参照する場合のスプレッド調整手法については、「過去5年中央値アプローチ」を採用することが適当と整理されました。

検討委員会 による推奨	スプレッド 調整手法	計算方法	長所	短所
○	過去5年 中央値 アプローチ	✓ 過去5年間の円LIBORレートとフォールバック・レートの差の中央値にもとづいて計算する手法。 ✓ フォールバック・レートがターム物リスク・フリー・レートの場合、過去データの不足期間は、近似するO/N RFR複利（後決め）を代替的に利用。	✓ 英米において、最大の支持を獲得。 ✓ ISDAデリバティブでも圧倒的な支持を獲得しているため整合的であり、ベシスリスクを低減可能。 ✓ 容易に入手可能なデータにもとづいており、客観的かつ簡単に計算可能。 ✓ 長期的かつ平均的な市況を捕捉可能。	✓ 過去の平均的な市場実績が将来の市況にかかる市場予想と必ずしも一致しない可能性。
	スポット・ス プレッド アプローチ	✓ 円LIBORとフォールバック・レートのスポット・スプレッドにもとづいて計算する手法。	✓ 容易に入手可能なデータにもとづいており、客観的かつ簡単に計算可能。	✓ トリガー発動直前の市況と将来の市況が必ずしも一致しない可能性。 ✓ 非常に短期間のデータに依存しており、市場操作や歪みに対して脆弱。 ✓ O/N RFR複利（後決め）には利用不可。 ✓ ISDAデリバティブとミスマッチ。
	フォワード アプローチ	✓ トリガー発動時点における、市場で観測される円LIBORとフォールバック・レートのそれぞれの「フォワードレート」との間における金利差にもとづいて計算。	✓ フォールバック発動の前日の予想市場価格等と一致するため、基本的に、フォールバック発動日付近での重要な価値移転を防ぐことが可能。	✓ 市場が機能していることが前提となるうえ、広範な市場データが必要である一方、容易に入手できない可能性。 ✓ 市場操作や市場の歪みに対して脆弱。 ✓ 客観性の高いモデル構築が難しい可能性。 ✓ 事務負荷が過大。 ✓ ISDAデリバティブとミスマッチ。

6. 貸出のフォールバックにおける留意事項

⑤ 市中協議内容等のまとめ

- ▶ 貸出のフォールバックに関する検討委員会の市中協議内容等をまとめると、以下①～③のとおりです。
- ▶ 実際にフォールバックを利用する際の契約書類として、2種類の「フォールバック条項」について整理されています。

■ 検討委員会の市中協議内容等

主な項目	検討委員会における推奨案（貸出の場合）	（ご参考）ISDAデリバティブ
①フォールバック・レート	第1順位：ターム物リスク・フリー・レート 第2順位：O/N RFR 複利（後決め） 第3順位：貸付人が、〔関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮したうえで〕適当と認め、借入人に通知するレート 本ウォーターフォール構造（優先順位）を推奨案として提示	✓ 標準的にはO/N RFR複利（後決め） …当事者間の個別合意により、別途のフォールバック条項を規定することは排除しない。
②スプレッド調整手法	✓ ターム物リスク・フリー・レートまたはO/N RFR 複利（後決め）を参照する場合、「過去5年中央値アプローチ」（Bloomberg公表の値を利用。）	✓ 過去5年中央値アプローチ（Bloomberg公表の値を利用。）
③発動条件（トリガー）	✓ 「公表停止トリガー」および「公表停止前トリガー」 …早期選択トリガーについても、当事者間で合意のうえ、任意で設定可能。	✓ 「公表停止トリガー」および「公表停止前トリガー」

（TIBORをフォールバック・レートとして利用する場合について）

- ✓ フォールバック・レートのウォーターフォール構造（優先順位）において、「TIBOR」を第2順位とする場合についても、スプレッド調整手法について整理されることを前提に、現行の事務・システムとの親和性、当事者の体制整備への配慮の観点等から一定の支持を獲得しています。
- ✓ 「TIBOR」を選択した際のスプレッド調整手法について、「過去5年中央値アプローチ」を選択した場合、当該手法により計測されるスプレッドと、デリバティブ市場（例えば、LIBORとTIBORを交換するベシススワップ市場）から計測されるスプレッドとの間に差が生じること等が、重要な論点として指摘されています。

■ フォールバック条項の種類…以下の2種類について、検討委員会において整理されています。

種類	特徴
ハードワイヤードアプローチ	フォールバック条項の導入時に、単一またはウォーターフォールで定まる後継金利のいずれかを特定する方法。 ✓ あらかじめ合意された後継金利に金利変更されることから頑健性が高く、市場関係者の多くが選好しています。
修正アプローチ	フォールバック条項の導入時点ではなく、将来の時点で当事者間の合意によって後継金利を特定する方法。

➤ なお、上記2種類のフォールバック条項参考例が、全国銀行協会および日本ローン債権市場協会より公表されています。※

※ 一般社団法人 全国銀行協会「LIBOR特設ページ」 <https://www.zenginkyo.or.jp/libor/> （…相対貸出のフォールバック条項参考例）

日本ローン債権市場協会 <https://www.jsla.org/ud0200.php> （…シンジケート・ローンのフォールバック条項参考例）

7. 後決め金利の利息計算方式

▶ O/N RFR複利（後決め）等の「後決め金利」を利用する場合には、適用金利が確定するタイミングから金利支払い日（利払い日）までの期間を十分に確保する手法として、複数の利息計算方式が存在します。

主な計算方式	内容	グローバルな利用事例等	イメージ（複利の場合）
Lookback方式 （Lookback without Observation Shift方式）	金利の参照期間と金利の計算期間の日数を一致させ、金利の参照期間を数営業日前にスライドする方法。※1	✓ 米ARRCでは、シンジケート・ローンにおいて複利/単利のLookback方式を推奨。（事例では5営業日のLookbackを提示） ✓ 英RFRWGでは、貸出について、5営業日のLookbackを推奨。 ✓ 検討委員会傘下の貸出サブグループで多くの先から同手法に賛同あり。	
Delay方式	金利の参照期間と金利の計算期間を一致させ、金利支払い日を後倒しする方法。	✓ ISDAデリバティブ市場で標準的な手法。（2006 ISDA定義集に記載、ISDAデリバティブの標準的なフォールバックについては、以下、Observation Period Shift方式をご参照）	
Observation Period Shift方式 （Backward-shift方式）	金利の計算期間全体を数営業日前倒し、当該金利参照期間に対して複利計算する方法。※2	✓ ISDAデリバティブの標準的なフォールバックも同手法に類似した手法。 ✓ 検討委員会傘下の債券サブグループで多くの先から同手法に賛同あり。	
Lockout方式	金利の参照期間を数営業日短縮する方法。	✓ グローバルには、債券での利用事例がみられる。	

※1 金利計算期間の休祝日を勘案し、複利計算します。※2 金利参照期間の休祝日を勘案し、複利計算します。

■ 後決め金利の利用にあたっては、上記の利息計算方式等を参考に、事務・システム対応等を進めておく必要があります。

8. 会計上の論点

▶ **LIBORを参照する金融商品において、ヘッジ会計を適用している場合には、会計面において、LIBORの公表停止等の影響を受ける可能性があります。対応方針については、早期に会計監査人等へ相談しておくことをおすすめします。**

■ LIBORを参照する金融商品（貸出、債券、デリバティブ等）において、**ヘッジ会計を適用している場合、会計面において、右記の「ケース」のように、LIBORの恒久的な公表停止の影響を受ける可能性があります。**

■ そこで、企業会計基準委員会などの関係団体において、右図表のようなケースなどを踏まえて、ヘッジ会計の適用の可否や特例的な取扱いに関する整理等について、詳細な検討が行われました。



- 検討の結果、2020年9月、**企業会計基準委員会より実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」が公表**されています。
- このなかでは、LIBORを参照する金融商品のヘッジ会計の適用について、一定の条件のもとで、**原則的処理方法（繰延ヘッジ）における特例的な取扱いや、金利スワップの特例処理、振当処理における特例的な取扱い等**が示されています。（概要は参考資料1（[P.15](#)）へ）

■ **詳細について実務対応報告を確認のうえ、対応方針について早期に会計監査人等に相談しておくことをおすすめします。**

ケース1 円LIBORが公表停止し、同時に別々のフォールバック・レートとなる場合。

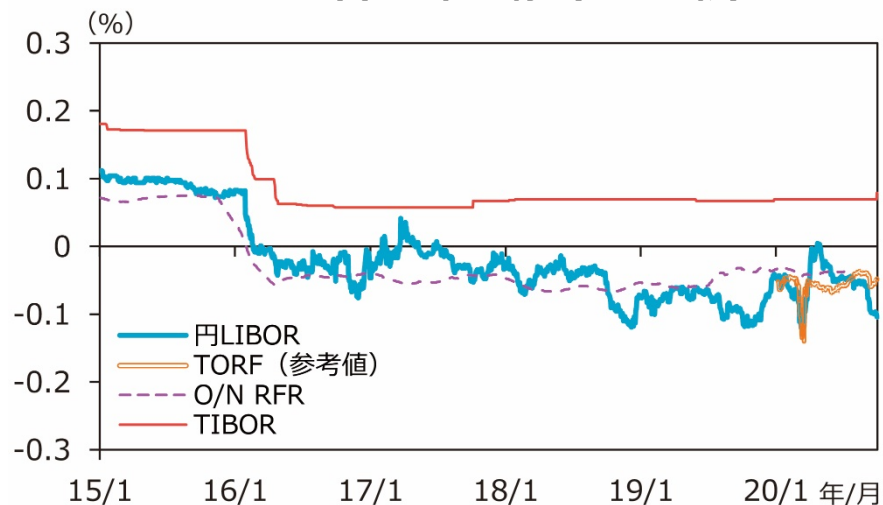
	現状	同時にトリガー
ヘッジ対象 (貸出・債券等)	円LIBOR	ターム物リスク・フリー・レート + スプレッド調整
		+
ヘッジ手段 (デリバティブ等)	円LIBOR	O/N RFR複利（後決め） + スプレッド調整

ケース2 円LIBORの公表は継続しているが、ヘッジ対象商品のみトリガーが発動し、フォールバック・レートに承継。遅れて、ヘッジ手段が円LIBORの公表停止により（ヘッジ対象と同じ）フォールバック・レートに承継。

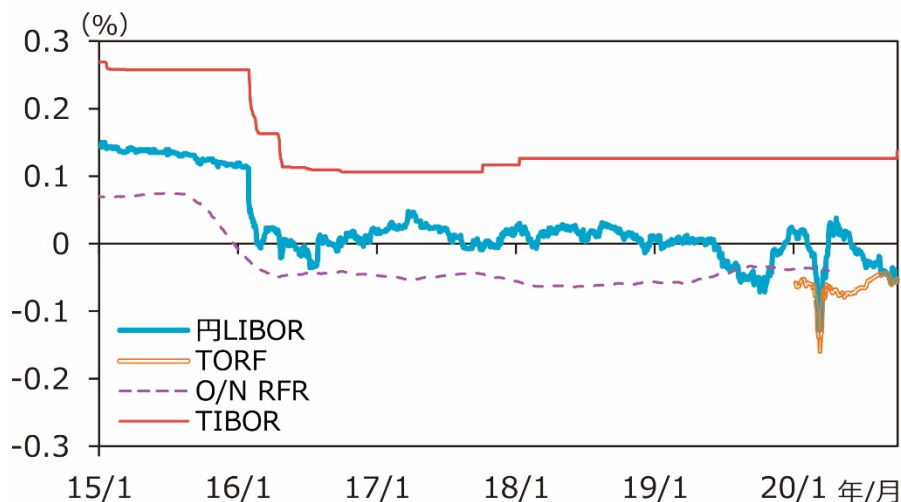
	現状	ヘッジ対象のみトリガー	ヘッジ手段もトリガー
ヘッジ対象 (貸出・債券等)	円LIBOR	O/N RFR複利（後決め） + スプレッド調整	O/N RFR複利（後決め） + スプレッド調整
		+	
ヘッジ手段 (デリバティブ等)	円LIBOR	円LIBOR	O/N RFR複利（後決め） + スプレッド調整

9. 主な代替金利指標の推移

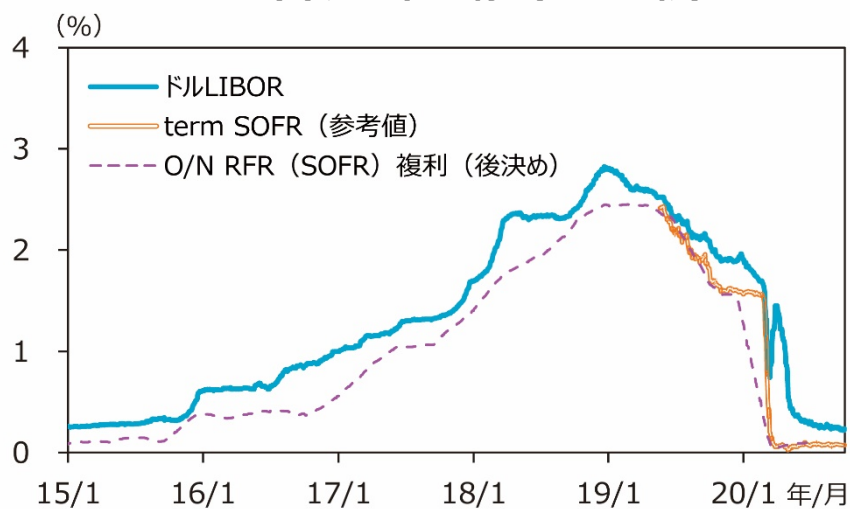
■日本円金利指標（3か月物）



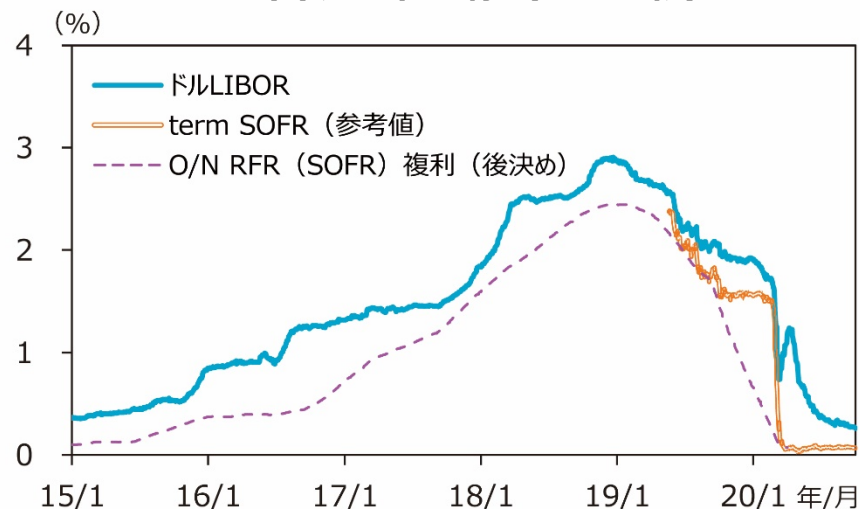
■日本円金利指標（6か月物）



■米ドル金利指標（3か月物）



■米ドル金利指標（6か月物）



(出所) Bloomberg、QUICK
(注) 直近は、2020年9月末。

▶ LIBORを参照する金融商品において、ヘッジ会計を適用している場合には、一定の条件のもとで特例的な取扱いが認められています。企業会計基準委員会（ASBJ）より示された内容の概要は、以下のとおりです。

適用範囲の概要

適用範囲	範囲内	経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更、または契約の切替（中途解約し、直ちに新たな契約を締結すること）に該当するもの	①LIBORと後継の金利指標の差分を調整するためのスプレッド調整（含：現金授受） ②金利指標の置換に伴う更改期間、日数計算、支払日等
	範囲外	経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更に該当しないもの	③想定元本の変更、④満期日の変更、⑤貸出の仕組みの変更（例：証書貸付→当座貸越）、⑥取引相手の信用リスクのスプレッドの変更、⑦財務的な困難がある借手への譲歩、⑧取引相手の変更 など含まれる場合

適用範囲内の金融商品を対象とする特例的な取扱い（会計処理）についての概要（イメージ）

	金利指標置換前の会計処理	金利指標置換時の会計処理	金利指標置換後の会計処理
原則的 処理方法 (繰延ヘッジ)	・ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準 金利指標改革の影響を受けずに既存の金利指標から変更されないとみなすことができる。 ・ヘッジ有効性の評価 (事前テスト) 既存の金利指標から変更されないとの仮定を置いて実施することができる。 (事後テスト) ヘッジ有効性が認められなかった場合であってもヘッジ会計の適用を継続することができる。 等	・ヘッジ文書の変更 金利指標置換時において、当初のヘッジ会計開始時にヘッジ文書に記載した内容の一部を変更したとしても、ヘッジ会計の適用を継続することができる。 等	・事後テストの取扱いの継続 (金利指標置換前の会計処理として示した) ヘッジ有効性評価の事後テストの取扱いを適用し、ヘッジ会計の適用を2023年3月31日以前に終了する事業年度まで継続することができる。また、再度金利指標を置き換えたとしても、ヘッジ会計の適用を継続することができる。 等
金利スワップの特例処理、振当処理	所定の判断にあたって、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は既存の金利指標から変更されないとみなすことができる。 等		(金利指標置換前の会計処理として示した) 取扱いを適用し、ヘッジ会計の適用を2023年3月31日以前に終了する事業年度まで継続することができる。また、再度金利指標を置き換えたとしても、金利スワップの特例処理又は振当処理を継続することができる。 等

2023年3月末まで

- (留意事項) ・実務対応報告においては、「金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、本実務対応報告の公表から約1年後に、金利指標置換後の取扱いについて再度確認する予定」とされています。
- ・本ページは、一般的な情報提供を目的としており、会計その他の専門的助言を提供するものではありません。実際のご対応にあたっては会計監査人等へご相談いただきますようお願いいたします。

<国内リンク集>

- [金融庁「LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応について」](#)
- [日本銀行「金利指標改革（LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応）」](#)
- [全国銀行協会「LIBOR特設ページ」](#)
- [企業会計基準委員会「実務対応報告第40号」](#)

（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の公表）

<海外リンク集>

- [ISDA](#) （国際スワップ・デリバティブズ協会）
- [ARRC](#) （米国、代替参照金利委員会）
- [FCA](#) （英国金融行為規制機構）
- [Working Group on Sterling Risk-Free Reference Rates](#) （英国、RFR検討体）
- [Working Group on Euro Risk-Free Rates](#) （欧州、RFR検討体）
- [National Working Group on Swiss Franc Reference Rates](#) （スイス、RFR検討体）